

懲戒処分無効確認訴訟の判決確定と神社本庁の現状について

—裁判で明らかとなった不正行為の数々と、判決確定後も続く田中執行部の暴挙—

神社本庁の自浄を願う会

(令和4年9月12日)

はじめに

神社本庁百合丘職舎の売却疑惑の告発を巡り、平成29年に懲戒処分を受けた元部長の二人が処分の無効確認等を求めていた裁判は、本年4月21日に最高裁判所が神社本庁の上告を棄却し、四年半にわたる裁判は、神社本庁の全面敗訴で判決が確定しました。

5月に開催された神社本庁評議員会では、裁判についての報告に対し、多数の評議員より、反対を押し切り上告を強行したにも拘らず全面敗訴したこと、判決文が示した「背任の事実を真実と信じるに足る相当の理由」の内容等について、田中総長以下執行部の責任が厳しく追及されました。最終日の統理選挙では、神社本庁の正常化に腐心してこられた鷹司尚武氏が、引き続き全会一致で統理に推挙され、続く理事選挙では、十六名(定数十七名で総代理事が一名欠員、田中前総長も近畿地区から選出される)が新理事に選出されました。

そして評議員会修了後の臨時役員会では、鷹司統理は芦原高穂理事を総長に、西高辻信良理事を副総長に指名しました。しかし、神社本庁事務局が、総長指名は役員会の多数決によるべきとの規則無視の主張をしたため、芦原氏に総長の引継ぎがなされないまま、現在も田中氏が総長の座に居座るといふ、極めて異常な状況が続いています。故に神社本庁は田中氏を中心とした人員により運営され、参事として復帰した稲、瀬尾両氏の処遇も、懲戒処分が無効であるとした判決の趣旨に沿ったものではありません。

最高裁判決が確定したにも関わらず、正常化に向けての具体的な報告が出来ないことは恊に遺憾ですが、自浄のためにはご関係の皆様のご更なるご理解、ご協力が必要と考へ、裁判を通して明らかとなった神社本庁執行部の不正の数々を改めて整理するとともに、神社本庁の余りにも異様な現状を報告することと致しました。何卒ご精読頂き、正常化に向けてのご尽力をお願い致します。

百合丘職舎売却問題 —職員の懲戒処分から神社本庁全面敗訴までの概略—

Q1 事件の発端は何ですか？

A 神社本庁が百合丘職舎を売却する際に、不動産業者「ディンプル・インターナショナル」の土地転がしに協力したことにあります。

(解説)

I 売却の経緯は以下の通りです。

- ・神社本庁は平成27年10月の評議員会において、百合丘職舎(昭和62年に約7億6千万円で購入、21世帯入居可能なマンション型の職員職舎)をディンプルインターナショナル(以下、ディンプル社)に1億8400万円で売却することを決議(契約締結等の売却手続きは決議の翌月)。
- ・契約の同日、ディンプル社はクリエイト西武に約2億1240万円で転売(クリエイト西武に対し八千代銀行が百合丘職舎土地建物に3億円の根抵当権を設定、銀行は職舎の価値を3億円と認定)。

・半年後の平成 28 年 5 月、クリエイト西武は中央住宅に 3 億 500 万円で転売。

最終転売価格から逆算すると、神社本庁は 1 億 2000 万円以上安売りし、その分の損失を被ったことになります。一方、ディンプル社は即日転売で、1 日で約 3000 万円の利益を手に入れました。そして驚くべきことに本庁執行部は裁判において、一億円以上の資産の損失を被った一連の取引を問題視するどころか、逆にディンプル社の行為を正当化するための主張を裁判で繰り返してきました。

II 神社本庁は、役員会・評議員会でディンプル社への売却を決議したにも拘わらず、土地建物の所有権は直接クリエイト西武に移転されました。ディンプル社が中間省略登記という手法を用いたからです。以前の法律では禁止され、現在も登記関係の脱税を逃れるための問題ある取引とされています。役員会・評議員会でディンプル社への売却を決議しながら、ディンプル社からの要請を受けて、百合丘職舎をクリエイト西武に引き渡した神社本庁執行部は、役員・評議員を欺いたことになります。

III 不動産専門のある弁護士は、この一連の取引を「典型的な土地転がし」と評し、マスコミ各社も「三為契約」であるとして、問題点をきびしく指摘してきました。当然ですが裁判所も、神社本庁がディンプル社に売却した価格は「一般的な取引価額より低額であることが疑われ」、「代金決済の方法が買主に有利」などと判断しています。これだけディンプル社との取引方法が不適切であるとして問題視されているにも拘わらず、被害者であるはずの神社本庁執行部が、ディンプル社の行為を正当化しようとしている姿は、極めて異常です。ディンプル社との癒着構造の中に事件の真相が隠されているとしか、いいようがありません。

Q 2 どうして訴訟になったのですか？

A 神社本庁が、不正を告発した職員二名を解雇及び降格減給の懲戒処分に処したからです。

(解説)

この一連の取引に疑惑が生じると、平成 28 年の夏頃から、いわゆる怪文書が神社関係者に送られ、その真偽が噂されました。この異常な状況において、内部に対しても何の説明もなく、事実の隠蔽を図っているとしか思えない執行部の対応に不審と憤りを感じた神社本庁総合研究部長の稲貴夫氏が内部告発に踏み切り、同教化広報部長の瀬尾芳也氏（元財政部長＝売却計画段階の担当者）が部長会で、打田会長がディンプル社への売却に関与していた事実を述べたところ、逆に本庁は平成 29 年 8 月、稲氏を解雇、瀬尾氏を降格減給の懲戒処分を下しました。そのため両氏は同年 10 月、地位確認（懲戒処分の無効等）を求めて神社本庁を提訴しました。結果はご存じの通り、東京地裁、控訴審の東京高裁ともに原告の全面勝訴となり、最高裁も本年 4 月 21 日に神社本庁の上告を棄却して判決は確定しました。

Q 3 ディンプル・インターナショナルとはどんな会社ですか？

A 地上げを得意とする小さな不動産会社で、反社会組織との関係が取り沙汰されています。

(解説)

季刊誌『皇室』の定期購読者への販売事業を約 20 年請け負っていた日本メディアミックス社をご存じと思います。その創業者で日本オリンピック委員会（JOC）元副会長・日本レスリング協会前会長の福田富昭氏の日大レスリング部後輩である高橋恒雄氏が社長を務める不動産会社がディンプル社です。福田・高橋両氏に関しては、『週刊文春』平成 30 年 5 月 3 日/10 日号で、山口組系暴力団大石組元組長との交際が報じられました。さらにディンプル社は、国民精神研修財団への事務所ビル売却に際し

て、指定暴力団稲川会の関係者と繋がりのある人物から4億円の融資を受けた事実が裁判で明らかにされました。

職舎売却の際、ディンプル社の高橋社長は日本メディアミックス社の社長を兼務し、同社をディンプル社と同じ住所に移転していたことから、両社の密接な関係が伺えますが、百合丘職舎売却の議案書に高橋社長の氏名は何故か省略されていました。両社の関係が明らかになったのは、職舎売却をめぐる疑惑が指摘されてからですが、当然、本庁の一部役職員ははじめから承知していたはずですが。

Q 4 何故、神社本庁は基本財産を同社に売り続けたのですか？

A 神道政治連盟の打田文博会長は福田氏と親しく、高橋氏とは20年来の付き合いです（裁判所も事実認定）。ディンプル社と打田氏との緊密な関係が背景として想定されます。

(解説)

- I 神社本庁及び関係財団とディンプル社との取引は、平成12年の国民精神研修財団事務所ビル移転から約20年間、5物件にわたり、取引額は合計で約15億円にのぼります。
- II 基本財産（中野・青山・百合丘の各職舎）売却の際には、打田氏の側近ともいべき真田秘書部長・小野総務部長から財産管理担当の瀬尾財政部長に売却の提案がありました。ディンプル社を瀬尾部長に紹介したのも小野部長でした（註、肩書は当時のもの）。
- III この点について、裁判所は以下の通り判断しています。「ディンプル社及びメディアミックス社は、本件売買（註、百合丘職舎の売買）以前にも、被告及び被告と関係の深い法人（註、神社本庁及び国民精神研修財団（現日本文化興隆財団））との間で、第三者から見ればディンプル社にとって好条件の取引を繰り返し行って利益を得ていた事実があり、これらには高橋社長と親しい打田会長が関与したものがあつたと認められる。」。
- IV 神社本庁の役員でも職員でもない打田会長（昭和55年神社本庁組織渉外部録事、63年課長、平成3年渉外部長、神道政治連盟事務局長、12年小國神社宮司に転任。一時期、本庁渉外業務嘱託兼役員特別補佐、28年神道政治連盟会長）が、何故、ディンプル社に莫大な利益を得させるために陰で黒幕のように動いてきたのか。この両者の関係に、疑惑の本質があるように思われます。

Q 5 田中総長は、百合丘職舎売却に関する調査委員会の調査報告書によって「疑惑は晴れた」と発言していますが、裁判所もそう判断したのですか。

A いいえ違います。裁判所は、裁判で明らかとなった事実から報告書の内容に疑義を呈しています。裁判所は、調査報告書の判断に様々な不備があることを指摘しています。

(解説)

裁判所は、ディンプル社への百合丘職舎売却価格は一般的な取引価額より相当低額であることが疑われ、代金決済の方法も買主に有利であると判断しています。その上で、調査報告書の「本件売買の価格は低額とはいえない」との判断は、価格決定に関する重要な点が考慮されておらず、裁判所の判断を左右するものではないとしています。調査報告書が総長の疑惑を晴らしたなどとは、とてもいえません。

Q 6 刑法の背任罪には該当しないので、代表役員である総長には責任がない、といえますか。

A いいえ。代表役員総長は、法人運営上の責任をとって、辞任するのが当然でしょう。

(解説)

基本財産の売却にあたっては、執行部は、本庁の財産を棄損しない注意義務を負っています。本庁は、包括下神社にもそのように指導しています。ところが、本庁は3億円以上の価値のある職舎を1億8400万円でディンプル社に売り渡しました。この価格設定は、ディンプル社が依頼し作成された不動産鑑定書に基づき、同社が提示したものです。結果として、神社本庁は1億2千万円以上の財産を棄損しました。総長は、その責任をとって辞任すべきです。株式会社では財産を棄損した場合、社長の辞任は当然のことです。宗教界でも高野山真言宗など、資産運用で法人財産を数千万円棄損した責任をとって宗務総長が辞任しています(平成24年)。多くの場合、議決機関の決定を俟つまでもなく、自らの意思で辞任しています。最高裁で全面敗訴が確定し、役員改選で統理が芦原理事を総長に指名した後も、田中氏が多数派を構成する田中派理事を背景に総長に座にしがみついている姿は極めて異常としか言いようがありません。

Q7 神社本庁が職舎売却を決議した役員会、評議員会において、基本財産であることを説明せず、売買契約書も提示しなかったのは何故ですか。

A ディンプル社との関係を秘匿しながら、早急に決議する必要があったのだと思われます。

(解説)

神社本庁が包括下神社の財産処分の承認事務を進める上で神社に求めている手続きを無視してまで、早急に売却したい理由があったとしか思えません。また、役員・評議員の間に疑義が生じることを恐れたとも考えられます。何しろ基本財産の売却である上、ディンプル社からクリエイト西武への即日転売という、ディンプル社の言いなりの契約内容で、普通の売買ではなかったのですから(即日転売部分は契約書付随の合意書による)、ディンプル社から本庁上層部に、早急に売ってほしいという要請があったことが疑われます。尚、役員会、評議員会の議案には、社長である高橋恒雄氏の氏名すら記載されていません。高橋氏が社長を兼ねる日本メディアミックス社との関係を秘匿するためと思われます。

Q8 この裁判に、神社本庁はどのくらいの経費をかけていますか。

A 本年5月の評議員会での関連の質問に対して、「この五年間で七百八十五万円余り」と答えています。しかし、これまでの答弁と矛盾があり、精査が必要です。

(解説)

本年5月に開催された定例評議員会では、評議員からの裁判費用についての質問に対し、香取財務部長が「弁護士委任契約料、着手金、調査にあたっての日当等を積算した訴訟費用はこの五年間で七百八十五万円余り」と答えています(「神社新報」平成4年6月6日号)。ところが、四年前の平成30年10月24日に開催された定例評議員会では、平成29年度歳入歳出決算に対する質疑で、「稲氏の訴訟に係る経費の支出状況について」との質問に対し、同じく香取財務部長が「法務関係費の平成二十九年度実績は、弁護士三名の顧問料約四四〇万円、相談料、報酬として約二六〇万円、訴訟経費として約二九〇万円を支出した旨答弁」したと、『月刊若木』平成30年12月号(評議員会議事概要)に記されています。顧問弁護士が扱っているのは本件の訴訟だけではないことを割り引いても、それが単年度の支出額であることを考えると、「この五年間で七百八十五万円余り」との答弁との整合性には疑問があり、訴訟費用の内訳を精査する必要があります。

判決確定後の評議員会で厳しい責任追及、田中氏は閉会挨拶で暴言繰り返す
—田中氏は全面敗訴の責任も、芦原総長の誕生も認めず仮処分を申立て—

Q9 「神社新報」令和4年6月6日号によると、田中総長は評議員会の閉会挨拶で、「具体的に地裁・高裁判決の該当頁も示しつつ、違法性が阻却されはしたが懲戒事由には外形的に該当してゐる(1)こと、背任行為はなかったことが立証されている(2)といふ点について改めて詳説した」と述べたとありますが。

A (1) について、裁判所はあくまでも、外形的(形式上)のことを言っているに過ぎません。
(2) については、この裁判は稲・瀬尾両氏に対する懲戒処分の是非を争う民事裁判でした。総長による背任の有無を判じるものではなく、裁判所は背任ではないなどと、断定していません。

(解説) - (1) について

被控訴人の行為は、外形的には名誉を棄損する面があったとしても、告発の目的は不正なものではなく、その手段方法も相当であったので、公益通報者保護法の趣旨等に照らして名誉棄損にはあたらないと裁判所は判断したのです。判決文をよく読めば、そんな主張が通らないことは一目瞭然です。

(解説) - (2) について

- I そもそもこの裁判は、懲戒処分の有効性を問うものであり、背任行為の有無を問うものではありません。判決自体は背任の疑いがあることを前提としたもので、判決文では、被控訴人稲氏が「その事実を真実と信じたことには相当な理由がある」と判断しているのです。刑事罰の対象となる背任行為の事実については、この民事裁判では断定できなかつたと言っているに過ぎません。もし神社本庁が背任行為の無かつたことを証明したいのなら、完全な第三者による調査委員会を改めて設置し、再調査の結果を公開することをお勧めします。
- II 裁判所は田中総長及び打田会長が瀬尾部長(当時)に対し、百合丘職舎の売却先としてディンプル社を推奨していたこと(神社本庁はこの事実を否定し、ディンプル社へ売却するよう圧力を受けたとする瀬尾発言は事実と反すると主張していた)については、下記の具体的な事実認定を通じて認めています。争点である平成29年3月1日部長会における瀬尾発言に関する裁判所の判断
「ディンプル社の高橋社長が怒っていると(打田会長から聞いた)牛尾課長から伝えられた」について
同月9日の部長会での録音反訳記録(甲34)によれば、「眞田部長が、同月1日の部長会終了後に牛尾課長による上記発言があつたことを認める発言をしており」、「牛尾課長による上記発言を認めることができ、これと矛盾する牛尾課長の供述は採用することができない」
「田中総長からディンプルの高橋さんに任せたらいいというメッセージがあつた」について
被控訴人瀬尾の供述は十分信用に足り、「これに基づいて、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの事実を認めることができ」、「被控訴人稲が、被控訴人瀬尾からの情報提供に基づき、上記事実の存在を信じたことには、相当な理由がある」
- III 裁判の被告となつた神社本庁は、平成29年12月の役員会で、裁判に役職員が一致協力して取り組むことを決議したものの、それ以降は役員会に裁判の進め方等について報告、協議することは一切なく、一審、二審で全面敗訴すると、判決文の結論以外の都合よく解釈できる部分を切り取って、それが本旨であるかのように報告するなど、関係者を欺く行為を繰り返してきました。最高裁で判決が確定すると、三度同じ行為を繰り返している姿には、責任回避以外の何ものも感じ取ることはできません。

Q10 神社本庁の全面敗訴で判決が確定したにも拘らず、どうして誰も責任をとらず、今も田中氏が総長の座にいるのですか。

A 全面敗訴の確定を受けて、本年五月の評議員会では田中総長以下執行部の責任が厳しく問われ、臨時役員会で鷹司統理は総長に芦原氏を指名しました。しかし田中派に与する理事が過半数いることを背景として、田中氏は芦原氏が総長の地位にないとする仮処分の申立を行い、代表役員の地位にしがみついています。しかし、この状況を許しては神社界の良識が問われることとなります。

(解説)

- I 判決の確定は、神社本庁の判断（懲戒処分及び不動産売買の適正性）の誤りを司法機関が公式に認めたことを意味します。懲戒処分や不動産売買は神社本庁の宗教行為ではなく、宗教法人としての行為なので、代表役員総長だけでなく関係する責任役員の辞任など、何らかのけじめが必要です。
- II 本庁執行部は、懲戒処分の撤回を認めて稲、瀬尾両氏に未払給与を支払い、参事として復職させ部長待遇の身分としました。しかし、以前のように部長会や役員会に出席し、発言できる役職ではありません。しかも稲氏の事実上の職場復帰は、判決確定から二カ月近く経過した6月半ばのことでした。
- III 評議員会最終日の理事選挙で近畿地区から理事に選出された田中氏は、評議員会の閉会式における挨拶で二十分間に亘り、Q9(2)の通り、裁判で背任行為がなかったことが立証されたなどと、虚偽を含む暴言を繰り返し、責任を回避する行為に出ました。本会議では裁判に関する質問には一切答えず、答弁を事務局に任せていただけて、田中氏の挨拶の際、議場は異様な雰囲気包まれていたようです。
- IV 評議員会に続いて新しい理事による臨時役員会が開催され、神社本庁規程第12条「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」「副総長は、総長の意見を聞いて、理事のうちから統理が指名する」に従い、鷹司統理は新総長に芦原氏、副総長に西高辻氏を指名し、本人の承諾も得たところ、荒井総務部長が、「役員会の議を経て」は多数決で議決を経ることであるとの説を顧問弁護士の見解として持ち出したため、鷹司統理も弁護士に確認することとなり、臨時役員会は閉会となりました。
- V その後鷹司統理は複数の弁護士から、「議を経て」は意見を聞くという意味であることを確認した上で、改めて文書により芦原氏を総長に指名し、職員にもその事実に基づく職務の執行を指示しました。ところが、信じられないことに本庁事務局が統理による総長の指名及び職員への指示を無視したため、統理の指名書をもって、芦原氏が自ら代表役員の登記申請を行わざるを得ないこととなりました。
- VI これに対し田中氏と本庁事務局は、「(役員は)後任者が就任する時まで、なほ在任する」との規程を根拠に田中氏が総長であると全国の神社庁に通知し、芦原氏は総長の地位にないとする仮処分の申立を旭川地裁に行いました。旭川地裁は7月8日に田中氏側の仮処分の申立を認める判断をしましたが、この判断は「議を経て」の解釈に踏み込まずに示した仮のものです。※実際に決議を必用とする場合は、「議に基づき」「議により」という規定であるはずで、総長の指名は統理の専権事項に属する。
- VII これを受けて芦原総長は、直ちに旭川地裁に異議申立を行い、また、東京地裁に芦原氏が総長の地位にあることの確認を求める訴状を提出しています。

おわりに

神社本庁職員の懲戒処分無効確認訴訟は、4月21日に最高裁で判決が確定し、翌月の評議員会では田中執行部の責任が厳しく問われました。しかしながら、田中前総長と本庁事務局は、神社本庁の代表者である鷹司統理の正当な総長の指名や指示を一切無視し続けています。10月13日に開催される神社本庁評議員会では、田中体制下での本庁憲章を無視した行為の数々と長年に亘る隠蔽行為を糾弾し、責任を取らせなければ、神社本庁の将来はありません。